



代替的業績指標 (APM)

IFRS in Focus — 実務ガイド

2016年7月

目次

はじめに

APM とは何か

財務諸表以外における APM の表示

その他のガイダンス

財務諸表における APM の表示

まとめ

APMは、その使用が普及し、また、誤解を招くものとなる可能性があることから、その使用はますます規制当局の注目を集めている。証券監督者国際機構（IOSCO）は、APMを使用する世界中の企業に対する提言を公表している。

はじめに

背景

APM(非 GAAP 指標としても知られている)は、広く使用されている。また、その定義からも、APM は、GAAP で規定されるものではないため、企業には、表示する APM をどのように定義し、また、どのように表示するかについて、一定の柔軟性がある。

GAAP 指標と非 GAAP 指標との間の乖離が広がっているという証拠が存在する。FactSet 社によるダウ工業株平均株価銘柄企業の調査研究によれば、APM を報告している企業の GAAP による 1 株当たり利益と非 GAAP による 1 株当たり利益との間の差額が、2014 年における 12%から 2015 年には 30%に拡大している。

APM は、GAAP で要求される情報に加えた、企業と投資家との間での重要なコミュニケーションの要素となり得る。APM は、投資家が、経営者の責任を問うために使用する指標を理解することに資する可能性があり、また、産業基盤による経済から、技術および情報により大きな影響を受ける経済においては、GAAP 値では把握できない企業内の特定の価値の説明に資する可能性がある。

APM は、企業に影響を及ぼした明らかに通常ではない事象の財務的影響を、投資家が理解することにも資する。2010 年の「デーブウォーター・ホライズン」でのメキシコ湾原油流出事故の財務的影響を BP 社が分離することに疑問を抱く投資家はほとんどいないであろう。この分離は、明らかに投資家にとって有益であった。投資家が異議を唱えるのは、特に、その表示に偏りがあると考えられる場合に、企業が通常の活動をあたかも通常ではないかのように表示することである。

信頼できる情報とするため、APM は、財務諸表における情報と競合するのではなく、それを補足すべきである。また、その表示には、規律が必要である。

規制および財務報告基準

APM は、その使用が普及し、また、誤解を招くものとなる可能性があることから、その使用はますます規制当局の注目を集めている。[IOSCO](#) は、APM を使用する世界中の企業に対する提案を公表している。この提案は、地域および国の規制当局に適用される。例えば、欧州証券市場監督機構(ESMA)は、2016 年 7 月 3 日以後に公表される欧州における規制関連報または目録見書に適用される、APM の使用に関する一連の[「ガイドライン」](#)を公表している。

[ハンス・フーガーホースト](#) IASB 議長も、IASB は、APM の不適切な表示の可能性を除去するために、損益計算書の形式についてより多くのガイダンスを提供すべきであると提案した。さらに、その他の利害関係団体である[国際会計士連盟\(IFAC\)](#)、[米国証券取引委員会\(SEC\)](#)、[英国 CFA 協会](#)も本題材に関するポジション・ペーパーを公表している。

これらのグループの中に、APM の使用を排除しようとする者はいない。現実的に、APM の使用の排除は、その普及を考慮すれば、不可能ではないものの困難である。デロイトが年次報告書をレビューした FTSE100 種総合上場企業の内、81 社がアニュアルレポートの冒頭のサマリーにおいて APM を使用し、83 社が少なくとも 1 つの APM を主要業績指標(KPI)として表示し、74 社が財務諸表のどこかに APM を表示していた。

デロイトが年次報告書をレビューした FTSE100 種総合上場企業の内、81 社がアニュアルレポートの冒頭のサマリーにおいて APM を使用し、83 社が少なくとも 1 つの APM を主要業績指標(KPI)として表示し、74 社が財務諸表のどこかに APM を表示していた。

むしろ、これらのグループは、APM が GAAP 準拠の財務指標を置換えるのではなく、補足するために使用され、また、企業の真の財務業績を隠すのではなく、明確にするように使用される目的を達成しようとしている。

企業が、重要な 1 度限りの事象 (one-off events) の影響を受けるという状況は常に想定され、こういった事象の影響は投資家に説明すべきである。デロイトは、APM が明確で偏りがなく透明性のある方法で表示される場合、APM は企業が最も有意義であると考えられる方法で事業の結果を表示する手段として有益になり得ると考えている。

本ニュースレター

1. APM の使用に関して、規制当局、基準設定主体、および投資家からの主要なメッセージを検証する。
2. APM を表示する際に何がベスト・プラクティスと考えられるかを示す。
3. 実際に企業がどのように APM を表示しているかの例を提供する。

本ニュースレターは、上述のガイダンスのすべてについて取扱っているが、主に IOSCO の「[非 GAAP 財務指標に係る文書](#)」(文書)および ESMA の「[APM のガイドライン](#)」(ガイドライン)に着目している。

IOSCO 文書および ESMA ガイドラインは、財務諸表または法律で規定された他の指標 (例えば、取締役報酬報告) には適用されないが、年次および半期レポートに含まれる他の情報 (例えば、経営者による企業の説明 (management commentary)、経営者による検討および分析 (MD&A)、事業および財務のレビュー (OFR)、またはストラテジック・レポート)、および投資家とのより広範なコミュニケーション (例えば、目論見書および規制関連ニュースサービス (RNS) の発表) には適用される。

財務諸表からの情報の報告

IOSCO 文書および ESMA ガイドラインのスタートラインとなる前提は、財務諸表の外側で報告される情報は、可能な限り財務諸表内の情報と整合的でなければならないということである。つまり、財務報告のフレームワークが、例えば通常ではない項目 (unusual items) を除外して財務諸表における小計を報告することを企業に認める場合、企業は、財務諸表の外側においても当該情報を追加の説明なしで報告できることを意味する。

企業がこの原則から外れた場合に、文書とガイドラインが適用され、財務諸表の外側で報告されている情報がどのように財務諸表における情報と関連しているのかを投資家が理解できるようにすることを確保する。

APM とは何か

IOSCO 文書では、非 GAAP 財務指標を「発行者の現在、過去、または将来の財務業績、財政状態またはキャッシュ・フローのうち、GAAP 指標に基づかない数値指標」と定義している。

ESMA ガイドラインおよび IOSCO 文書で言及されている他の文書においても、同様の定義が含まれている。

したがって、一般的に使用されている以下の指標は、APM に該当する(ただし、以下のリストは網羅的ではない)。

- 「調整」業績指標(名称を問わず)
- フリー・キャッシュ・フロー
- 調整利益率または 1 株当たり調整利益のように、「調整」利益に基づくその他の指標
- 負債比率またはレバレッジ比率
- 利息および税金控除前の営業利益(EBIT)
- 純債務(Net debt)
- 利息、税金、減価償却費および償却費控除前の利益(EBITDA)
- 既存店増収率、通貨の為替変動を考慮しない収益成長率
- 受注残高金額

売上総利益や税引前利益のように、IFRS で要求される小計は APM ではない。

一般的に、APM には、顧客数、従業員数、店舗数のような非財務指標が含まれるとは考えられていない。しかし、1 株当たり「調整」利益のような、営業上または統計上の比率を算出するために、非財務指標が使用される場合、そのような比率は APM であると考えられる。

APM とは、発行者の現在、過去または将来の財務業績、財政状態またはキャッシュ・フローのうち、GAAP 指標に基づかない数値指標である。

財務諸表以外における APM の表示

企業は、財務諸表以外にも、さまざまな方法で APM を使用する。

例えば、APM は、以下の一部として表示されることがある。

- 新規株式公開(IPO)のために作成される目論見書
- 期中財務諸表と一緒に含まれる記述的説明または MD&A
- 業績の下方修正
- 予告
- 投資家向け説明資料
- アニュアルレポートの「前半分」
- プレス・リリース
- 地域の上場規則への準拠のために要求されるその他の登録資料
- 規制関連情報の公表文書

これらの文書における、APM の一般的な使用方法には、以下が含まれる。

- APM が、「年間サマリー」の一部として頻繁に表示される。
- 企業の KPI の一部が APM である。
- 会長、最高経営責任者、最高財務責任者からの声明に APM が頻繁に含まれる。

これらの文書および APM はすべて、[IOSCO 文書](#)および [ESMA ガイドライン](#)の対象に含まれる。しかし、(調整利益指標のような) APM が財務諸表においてのみ使用される場合、ESMA ガイドラインは適用されない。財務諸表における APM の使用に関する詳細は、17 頁を参照。

IOSCO 文書および ESMA ガイドラインへの準拠は必須であるか

IOSCO 文書は、「参考フレームワーク」を提供しているが、APM の表示に係る規制については、各法域において独自に開発・実施すべき旨を述べている。

ESMA ガイドラインに関しては、所轄の監督当局が、監督活動の一環として、ガイドラインへの準拠の強制を期待している旨を ESMA が述べている。

ESMA ガイドラインには、詳細な要求事項が多岐にわたって盛り込まれている。これらの要求事項では、APM が伝えようとするメッセージの理解に必要とされる十分な情報が、APM とともに提供されなければならないという基本原則に対して、企業がどのように準拠すべきかが示されている。

相互参照の使用

IOSCO 文書では、(比較情報以外の情報については)相互参照によって、要求される情報を企業が提供できる場合がある旨を確認している。ESMA ガイドラインによれば、そのような相互参照は、参照される文書のページ、セクション、章を明確に特定することを要求されており、ウェブサイト上の登録や手数料の支払を行わなくても、利用者が容易にアクセス可能な文書に対して行われなければならない。

IOSCO 文書と ESMA ガイドラインは何を要求しているか

IOSCO 文書および ESMA ガイドラインにおける、APM の表示に関する要求事項の詳細については、次頁以降で要約されている。

1. APM は、意味があるように名称を付し定義すべきである

APM を説明するために使用される用語は、APM を表示する理由だけでなく、計算の内容および基礎も反映すべきである。「保証された利益 (guaranteed profit)」、「保護されたリターン (protected returns)」などの誤解を招く名称は、使用するべきではなく、リストラクチャリング・コストまたは減損損失などの項目は、「非経常的な」、「稀な」または「例外的な」という名称を付すべきではない。そのような名称は誤解を招くためである。タイトルまたは説明は、指標が、APM なのか、そうではないのかを明確にすべきである。

APM の定義は、計算の基礎、使用した仮定、および過去または予想される将来の業績に関連するかどうかを含むべきである。

APM は、一般に公正妥当と認められている会計原則 (GAAP) によって規定された標準化された意味はなく、そのため、他の企業が表示する同様の指標と比較できない可能性があることを明確に述べるべきである。

実務上の洞察

APM を表示する際に、企業はどのように利用者が表示された指標を理解するかについて考慮すべきである。「通貨の為替変動を考慮しない収益成長率」、「利息および税金控除前利益 (EBIT)」または「例外的項目控除前の利益」などの明確で具体的な用語を使用することは、すぐに利用者にどのような情報を示しているかを伝えられる (どの項目が例外的とみなされるかが明確である限り)。一方で、APM を「見出しの利益」として表現、または指標を「収益成長率」として名称を付し、注記でこれは「通貨の為替変動を考慮しない」と示すことは、誤解を招く可能性が高い。

減損およびリストラクチャリング・コストの性質に関して、IOSCO 文書および ESMA ガイドラインは、そのような項目は稀な状況を除いて、「例外的」としてみなされるべきではないことを示している。

APM を定義する際の「例外的な」または「非経常的な」項目の識別は、規制当局の監視が強化されている分野であるため、通常は監査人および監査委員会による重要な会計上の判断として識別されると、我々は考えている。

APM の明確な定義および計算方法の例は、パークレイズ・ピーエルシーの [2015 年のアニュアル・レポート](#) に示されている。

パークレイズ・ピーエルシーの 2015 年アニュアル・レポート

平均株主資本利益率 (RoE)

RoE は、親会社の普通株主に帰属する当該年度の利益を、非支配持分及びその他の株主持分を除く当該年度の平均株主資本で除したものと計算される。

調整後 RoE からは、米国リーマン買収資産に係る利益、当グループ自身の信用度に関連する損益の変動、ESHLA の評価方法の修正、英国顧客への補償に係る引当金、外国為替に関連するものを含めた進行中の調査及び訴訟に係る引当金、確定退職給付負債の一部に係る評価益、売却事業に係るのれん及びその他資産の減損、並びにスペイン、ポルトガル及びイタリア事業の売却に係る損失に係る税引後の調整項目は除外されている。

調整後 RoE における平均株主資本からは、利益剰余金に対する当グループ自身の信用度に関連する損益の影響は除外されている。

この指標は、株主資本をもとにして事業の経営により創出されたリターンを示すものである。目標とする RoE を達成することは、その戦略を実行し、経営陣と株主の利害を調整する当グループの能力を証明するものである。RoE は当グループの資本割当及び業績管理のプロセスの核心に存在する。

当グループの調整後 RoE は、4.9% に低下した (2014 年度: 5.1%)。これは、平均株主資本が 560 億ポンドと同水準に留まり (2014 年度: 560 億ポンド)、当グループの調整後株主帰属利益が 3% 減少したためである。

当グループの調整後 RoE

2015 年度: **4.9%**

2014 年度: 5.1%

2013 年度: 4.3%^a

リストラクチャリング・コストまたは減損損失などの項目は、「非経常的な」、「稀な」または「例外的な」と名称を付すべきではない。そのような名称は誤解を招くためである。

2. APM の目的は、明確に規定されるべきである

企業は、なぜ APM が文書の利用者に有用な情報を提供すると考えているのか、また企業が使用している目的について説明すべきである。これにより、利用者が目的適合性および信頼性を理解することができる。

APM は、市場にマイナスの情報(adverse information)を表示することを避けるために使用すべきではない。

実務上の洞察

なぜ経営者が表示されている APM が有用な情報を提供すると考えているのかを説明することは、利用者に APM が企業業績の認識を操作するために表示されているわけではないという信頼を与えるのに役立つ。

MD&A、OFR またはストラテジック・レポートで使用される APM と、内部で使用される測定値(例えば、IFRS 第 8 号の開示の一部として経営者に報告され財務諸表に表示される測定値と、幹部の業績に基づいた報酬を決定するのに使用される APM)が一致していれば、このことを説明するのは容易になる。説明文だけではなく、KPI として使用される APM の重要性は、どのように報告書のその他の情報(例えば、企業の戦略または取締役の報酬の決定)に関連しているかを説明することによって示すことができる。

KPI と戦略との関連性は、さまざまな方法で説明することができる。もっとも一般的な方法の一つは、会社の戦略と、この分野における成功を測定するために使用した KPI の各要素を示した表を表示することである(この表示は、どの会社の主要なリスクのうちどのものが、各戦略要素に影響するかを説明するためにも使用することができる)。

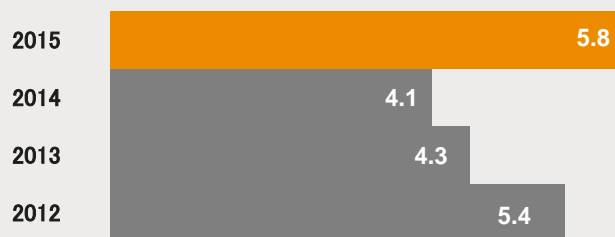
別の一般的な表示は、各戦略要素を表すためのシンボルを使用し、各 KPI の隣に関連するシンボルを単に表示することである。同様の方法は、取締役の業績に基づいた報酬を決定する際に、どの KPI が使用されるのかを示すためにも通常使用される。

コンパス・グループ・ピーエルシーの [2015 年アニュアルレポート](#)では、なぜ事業における KPI としてさまざまな APM を識別したかについて明確な説明をしている。ハルマ・ピーエルシーの [2015 年アニュアルレポート](#)では、どのように KPI として使用されている APM が会社の戦略と取締役の報酬の決定に関連しているかを明確に示している。

コンパス・グループ・ピーエルシーの 2015 年アニュアルレポート

なぜ測定するか

有機栽培収益の業績は、既存の事業を伸ばし、コストのインフレーションを考慮した適切な価格水準を維持する能力だけでなく、顧客ベースの増加と維持において我々の成功を具体化している。





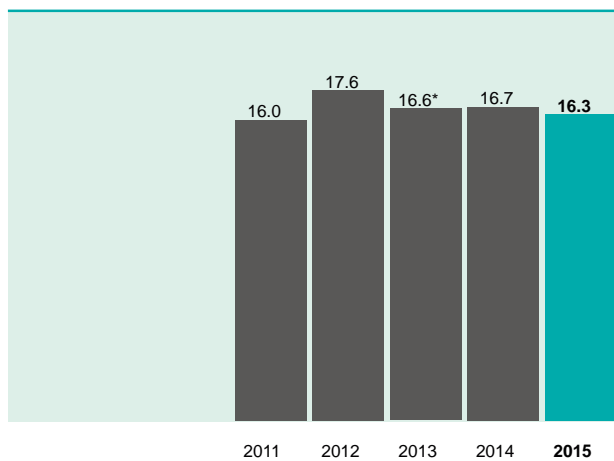
ROTIC %
(投下資本利益率)

16.3 %

業績

>12 %

目標



報酬との関連性

ROTIC の業績 (3 事業年度の平均) は、会社の業績に関連する株式報酬制度および新しい幹部の株式報酬制度に付随する業績条件の 50% を占める。

3.相当する GAAP 指標は、同等または、より目立たせて表示すべきである

表示された各 APM に対して、最も直接に比較可能で調整可能な GAAP、すなわち財務諸表における GAAP に準拠した表示項目、小計または合計も表示すべきである。財務諸表から生じるこれらの指標よりも、APM を目立たせ、強調してまたは権威を持って表示すべきではなく、また、それらの GAAP 表示から注意をそらすべきでない。

実務上の洞察

米国 SEC は、「**非 GAAP の財務指標に関する法令順守および開示解釈指針**」を公表した。この解釈指針では、米国の文脈における「同等に目立つ」の意味を取り扱っている。APM をより目立たせるので、以下の表示は検討されるべきことが示されている。

- 比較可能な GAAP 指標よりも強調する表示のスタイル(例えば、太字、大きなフォント)を使用して APM を表示

最も直接に比較可能な GAAP 指標より APM を先に置く(利益に関するリリースのヘッドラインまたはキャプションを含む)

- 等しく目立つ比較可能な GAAP 指標の表の開示を APM より先に置くことなしに、または同表において比較可能な GAAP 指標を含むことなしに、APM の表の開示を提供
- 同等またはより目立つ箇所において、比較可能な GAAP 指標の類似の議論および分析をすることなく、APM の議論および分析を提供

他の規制当局が、SEC と同様にこの要求事項を解釈しているかは定かではないが、企業は、彼らが APM は不適切に目立っていないと満足しているかどうか検討する際に、このリストを念頭に置きたいと思うであろう。

デロイトの 2015 年「年次報告 insight」で調査したイギリスの上場会社のうち、年次報告の最初の要約セクションで APM を表示している会社のうち 46%のみが、類似する GAAP 数値を同様に「目立たせて」表示している。

デロイトの 2015 年「年次報告 insight」で調査したイギリスの上場会社のうち、年次報告の最初の要約セクションで APM を表示している会社のうち 46%のみが、類似する GAAP 数値を同様に「目立たせて」表示している。

4.APM には、すべて比較数値を提供すべきである

IOSCO 文書では、APM には、従前の財務期間における比較数値を合わせて表示すべきことが要求されている。

ESMA ガイドラインは更に要求しており、APM が将来の業績予測と関連している場合には、最も直近の実績を比較数値として提供すべきとしている。比較数値を提供することが実務上不可能である場合には、その理由を開示すべきである。

5.明確な調整表を提供すべきである

公表された財務諸表における表示項目、小計または合計から算定される場合には、APM と当該項目の調整を開示すべきである。ただし、APM 自体が直接その財務諸表から識別できる場合は除く。

ESMA ガイドラインは更に、そのような財務諸表が公表されていない、または公表されない場合、APM は、その財務諸表に含まれる、または含まれたであろう項目と調整すべきであると規定している。

ESMA ガイドラインによると、調整表では、重要な調整項目を別個に識別し、説明すべきである。財務諸表の利用者が、財務諸表における調整項目を識別できるように十分な情報を提供すべきである。または、調整項目を財務諸表から直接抜き出せない場合には、調整でそれらがどのように算定されたか示すべきである。

調整項目が財務諸表の数値ではないため、APM がこのように調整できない場合、その APM と企業の会計方針との一貫性について説明すべきである。

調整は、比較数値も示すべきである。

実務上の洞察

実務的観点から、これらの調整を年次報告の付録として表示し、APM が表示された箇所から調整に相互参照することが望まれる。年次報告の明確に独立したセクションで、すべての APM の調整を表示すると、年次報告の前のセクションの文脈に影響を及ぼすことなしに、財務諸表利用者がこれらの調整をどこで確認できるか容易に識別できる。

一緒に調整を表示することで、各 APM の算定を比較し、それらの一貫性を確認することもできる。例えば、業績指標に関連して識別された調整項目が、キャッシュ・フローの指標への調整でどのように算定されるかが分かる。

今年度の数値と一緒に昨年度の比較数値の調整を示せるので、調整を作成する場合に表形式の表示を使用するのが、最も実務的である可能性が高い。また、これは、前年比で一貫した調整(例えば、以前に識別された例外的な引当費用の部分的なリリースなど)が実施なされていることを利用者に示すことができる。

BT Group Plc は、「[年次報告 2016](#)」に別個の添付を含めており、そこで APM をどのように使用しているか説明している。以下の抜粋は、付録から引用している

BT Group Plc アニュアルレポート 2016

営業活動から生じるネット・キャッシュ・インフロー(最も直接的に比較可能な IFRS 指標)から、平準化した報告フリー・キャッシュ・フローへの調整は、以下の通りである。

3 月 31 日期末時点	2016	2015	2014
営業活動から生じるネット・キャッシュ・インフロー	5,179	4,796	4,796
年金積立不足の支払を戻入れ	880	876	325
投資活動から生じるキャッシュ・フローに含まれる項目			
資本的支出の純額	(2,459)	(2,318)	(2,346)
受取利息	10	10	6
非流動金融資産の売却および関連会社および共同支配企業から受領した配当	17	8	4
財務活動から生じるキャッシュ・フローに含まれる項目			
支払利息	(558)	(590)	(614)
報告フリー・キャッシュ・フロー	3,069	2,782	2,171
特定の項目からのキャッシュ・フロー純額	232	154	356
年金積立不足の支払に関する税務上の便益	(203)	(106)	(77)
平準化したフリー・キャッシュ・フロー	3,098	2,830	2,450

6. 変更の正当な理由がない限り、APM の表示は、期間にわたり一貫すべきである

IOSCO 文書は、APM を変更する場合には、変更内容および変更理由の説明や修正再表示した比較情報の提供を要求している。

ESMA ガイドラインでは、このような変更は、戦略を変更した場合において、新しい APM が同じ目的をより良く達成するであろう例外的な状況においてのみ妥当であると記述している。改訂された APM は、信頼性が高く、より目的適合性の高いものであるべきである。当該ガイドラインでは、修正再表示した比較情報において、当初の APM を開示していた財務期間の末日時点の利用可能な情報のみを過去の修正再表示で利用すべきで、事後的判断を用いるべきではないとも記述している。

企業が APM の開示を中止する場合には、当該 APM がもはや目的適合性のある情報を提供していないとした理由を説明すべきである。

ESMA ガイドラインは、目論見書に関して、この一貫性の要件は、時期や発行されている有価証券の種類異なる目論見書には広げておらず、1つの目論見書内において求められていることを明らかにしている。

実務上の洞察

調整のように、APM の変更について、脚注または財務諸表の注記あるいは報告書の付録の中で説明することがもっとも一般的である。セントリカ・ピーエルシーは、**2015 年アニュアル・レポート**の中で調整後利益をどのように修正再表示しているのかを説明している。セントリカは財務諸表から当該情報を引用し、アニュアル・レポート全般にわたって一貫して当該情報を利用することから、財務諸表以外で別途説明する必要はない。

調整後利益の修正再表示

期間中、取締役は調整後利益の定義の修正を行なっている。従来、取締役は2つの戦略的投資を識別しており、2009年に取得したベンチャー・プロダクション・ピーエルシーの業績は「セントリカ・エナジー - ガス」のセグメントに含め、以前はブリティッシュ・エナジー・グループが所有し、現在はEDFが運営している原子力発電所を所有するレイク・アクイジション・リミテッド(Nuclear)の20%持分の業績は「セントリカ・エナジー - パワー」のセグメントに含めている。これら戦略的投資の取得時の有形固定資産の公正価値上昇による減価償却費は調整後営業利益および税引後利益、調整後利益から除外している。資源開発(E&P)および原子力事業の戦略の見直しや将来の役割に係る結論を受けて、取締役は、調整後営業利益および調整後利益の定義において、戦略的投資として取得した有形固定資産の公正価値上昇による減価償却費についての調整を除外することを決断した。

その結果、修正再表示後の2014年の業績および影響額は下表のとおりである。この表では、当年度の業績への影響も数値化している。

	注 影響額	2015年 £m	2014年 £ m
12月31日期末時点			
セントリカ・エナジー - ガス 調整後営業利益	4(c)	5	(31)
セントリカ・エナジー - パワー 調整後営業利益	4(c)	(57)	(58)
セントリカ・エナジー - ガス 調整後営業利益(税引後)	4(c)	1	(12)
セントリカ・エナジー - パワー 調整後営業利益(税引後)	4(c)	(32)	(47)
セントリカ・エナジー - パワー ジョイント・ベンチャーおよび 関連会社の利益の配当(利払いおよび税金考慮前)	4(d)	(57)	(58)
セントリカ・エナジー - ガス 有形固定資産の減価償却費お よび減損損失	4(d)	5	(31)
ジョイント・ベンチャーおよび関連会社の調整後利益の配当	6(b)	(57)	(58)
調整後利益	10	(31)	(58)
1株あたり利益		Pence	Pence
利益 - 調整後(基本)	10	(0.6)	(1.2)
利益 - 調整後(希薄化後)	10	(0.6)	(1.2)

その他のガイダンス

既述した IOSCO 文書および ESMA ガイドラインの詳細な議論と同様に、他のさまざまな団体が、財務諸表外の APM の表示に関する(強制力のない)ガイダンスを公表している。

IFAC の「[補足的な財務指標の開発と報告一定義、原則、および開示](#)」では、IOSCO 文書および ESMA ガイドラインを受けて、企業が対応する5つの開示原則について述べている。また、APM の開発において、IOSCO 文書および ESMA ガイドラインでは扱っていないことを報告すべきかどうかの判断を含むガイダンスを提供している。他の提言では、さらなる説明責任、透明性および信頼性の便益と開示のコストを天秤にかけ、APM は有益であるという内部または外部の確信を得られるかどうかについて企業が検討すべきであるとしている。

SEC の「[非 GAAP の財務指標に関する法令遵守および開示解釈指針](#)」(C&Dis)は、非 GAAP の財務指標に関連した多くの分野におけるガイダンスを提供している。C&Dis は、企業に SEC の現存の規則に準拠している非 GAAP の財務指標を使用することを禁止していない。しかし、C&Dis に基づいて、決算短信や定期的な報告書を作成している企業は、非 GAAP の財務指標の使用に関し、以下について検討しなければならない。

1. 指標は、誤解を招くものもしくは禁止されているものではないか
2. 指標は、もっとも直接的に比較可能な GAAP の指標とともに、GAAP の指標より目立たせないで表示しているか
3. 指標は、適切に定義、記載され、非 GAAP の指標と明確に表示されているか
4. GAAP と非 GAAP の指標の調整は、それぞれの調整の性質が明確に表示され、それぞれの調整は適切か
5. 経営者が当該指標は投資家にとって有用と考える実質的な理由および経営者が指標を利用する目的の透明性がある会社特有の開示が存在するか
6. 指標は、決定した方針に従い年度を越えて一貫して作成され、同業他社と比較可能であるか
7. 指標は、バランスがとれているか(すなわち、非経常的な費用のみならず非経常的な利得も調整される)
8. 指標は、重要な調整に適切に焦点を当て、経営者が焦点を当てていない重要でない調整は含まれていないか
9. 開示のコントロールおよび手続は非 GAAP の財務指標に対応しているか
10. 監査委員会は非 GAAP の財務指標の作成および利用の監督に関与しているか

英国 CFA 協会の「[非 IFRS の利益および APM: 公平性の確保](#)」は、2015 年 4 月に行われた会員 292 名のサーベイを踏まえ、APM についての投資家の視点を提供している。その調査結果によると、大部分の投資家は APM を利用しているが、ほとんどの投資家が表示されている APM よりも IFRS の数値を信頼している。。

興味深いことに、「基礎的な利益(underlying earnings)」から除外される一般的な 10 項目(減損やリストラクチャリング・コストのようなもの)について、過半数の回答者がそれらを除外することが適切であると考えたことはなかったものの、調整の透明性および継続性が担保されていれば、利用者はそれが適切かどうかについて判断を下すことができるというメッセージはより重要である。

より質の高い APM の報告のための 9 つの提言には、IOSCO 文書および ESMA ガイドラインの要求事項と大半が重複している。2 つの追加の提言は、以下のとおりである。

- APM は監査対象か否か、監査対象外の指標を明確に識別しているかの否かの説明
- 一般的な事例、特に同業他社との違いに関する説明

調査結果によると、大部分の投資家は APM を利用しているが、ほとんどの投資家が表示されている APM よりも IFRS の数値を信頼している。

財務諸表における APM の表示

前述のとおり、IOSCO 文書および ESMA ガイドラインは、企業の財務諸表に表示された APM には適用されない。

しかし、2014 年に IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を修正した際に、IASB は損益計算書における追加的な表示項目や小計の使用に係る原則を追加した。小計は、IFRS に従って認識および測定が行われている金額からなる表示項目で構成され、当該小計を構成する表示項目が明瞭かつ理解可能となる方法で表示され、かつ名称を付され、その表示には期間ごとの継続性があり、そして IFRS で要求している小計および合計よりも目立たないものでなければならない。

これらの要求事項は、企業による基本財務諸表における情報の表示方法に一定の規律および制約をあたえることになる。企業は、当該要求事項に従う限り、EBIT および EBITDA を報告し、異常な費用項目を別個に表示することができる。以上より、これらの要求事項は、ESMA の要求事項と整合しているといえる。情報が IFRS に従っている場合、企業はその情報を、追加の説明なく財務諸表以外の場所で使用することができる。

IASB は、「開示原則」プロジェクトの一環として当該分野の検討を続けている。ハンス・フーガーホースト IASB 議長は、最近の欧州会計学会の年次会議での[スピーチ](#)で、IASB は損益計算書におけるより多くの小計を規定し、営業利益や EBIT の定義を提供することを含め、多様な指標を検討すべきであることを提言した。

まとめ

規制当局による APM の調査はこれまでにない厳しくなっており、IOSCO 文書の採用は、企業が APM を使用する際に既に適用すべき透明性の原則の内容を変えることはないが、その透明性を具体的にどのように達成すべきかに係るかなり多くの詳細を取り入れることになる。APM の報告に当たって既にベスト・プラクティスをフォローしている企業は、IOSCO 文書に従ったとしても、報告内容にはほとんど変更が生じない可能性がある。そうでない企業にとっては、詳細な調整表を含めることが開示の大幅増を要求される可能性のある一分野であり、IOSCO 文書の採用による変更はより重大なものとなるであろう。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。